

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第1項中「延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第52条第1項に規定する延べ面積の例により算定する。

第5条の2の見出し中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に改め、同条中「建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「さく」を「柵」に改める。

別表第10中「^{こう}勾配」を「勾配」に改める。

別表第11地区整備計画区域の項中「さく」を「柵」に改め、同表白旗廻り地区整備計画区域の項中「鉄さく」を「鉄柵」に改め、同表辻堂西海岸一丁目地区整備計画区域の項A地区の項第1号中「さく」を「柵」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、
所要の改正をする必要による。